

## 銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業概成検討委員会

### 設置の趣旨

銅山川地すべりは、山形県最上地方南西部の最上郡大蔵村大字南山地区に位置し、過去より幾度にわたって地すべりや斜面崩壊による甚大な斜面災害が発生していた。そのため、民有林を昭和27年から山形県により、隣接する国有林を昭和44年から秋田営林局（現東北森林管理局）により地すべり防止対策を実施されてきた。

しかし、地すべりの規模が次第に拡大し、重要な保全対象に被害を及ぼす危険性が増したことから、山形県の強い要請を受け、平成4年より民有林直轄地すべり防止事業に着手し事業を実施している。

この間、平成8年に発生した大規模地すべりやその後の小規模な地すべりが続いたことから、延べ4回の全体計画の変更を実施してきたところであるが、令和8年度をもって、本事業の概成に見通しがたったところである。

本委員会では、本事業の概成に当たり、山形県最上地方に関わりが深く、自然や環境、地形、地すべり対策事業等に造詣が深い学識経験者及び関係行政機関より、概成の妥当性について、幅広い視点から意見をいただくことを目的に設置するものである。

## 銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業概成検討委員会設置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業概成検討委員会」(以下「検討委員会」という。)について必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 銅山川地区民有林直轄地すべり防止事業の概成にあたり、概成の妥当性について各分野の有識者等から意見をいただくものである。

### (組織等)

第3条 検討委員会は、東北森林管理局が設置する。

- 2 検討委員会の委員は、別紙のとおりとする。
- 3 検討委員会の委員は、東北森林管理局長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 5 検討委員会には座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。
- 6 座長は検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 7 検討委員会は必要に応じて委員の追加等を行うことができる。

### (オブザーバー)

第4条 検討委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、検討委員会で意見を述べるすることができる。

### (検討会の運営)

第5条 検討委員会は、座長が必要と認めるとき、これを招集する。

- 2 検討委員会は、委員の過半数の出席をもって開催する。
- 3 検討委員会の公開等については、検討委員会において別途定める。

### (意見聴取等)

第6条 検討委員会は、必要と認めるとき、関係者から意見聴取等を行う。

### (事務局)

第7条 検討委員会の事務局は、東北森林管理局に置く。

### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関して必要な事項は、座長が検討委員会に諮って定める。

附則 この要領は、令和7年5月14日から施行する。

## 別紙

### <検討委員会の委員>

#### (学識経験者)

大河原 正文 国立大学法人岩手大学 理工学部 教授

岡田 康彦 (国研) 森林研究・整備機構 森林総合研究所  
森林防災研究領域 山地災害研究室 室長

宮城 豊彦 東北学院大学 名誉教授

本山 功 国立大学法人山形大学 学術研究院 教授  
※五十音順

#### (関係行政機関)

笠井 俊哉 山形県農林水産部 森林ノミクス推進課長

若槻 寛 大蔵村 産業振興課長

門脇 裕樹 東北森林管理局 計画保全部長